|  |
| --- |
| （表） |
| 団体名：ぽたじぇ | 会則 | ※どちらかを○で囲む |
| 規約 |

※既に作成済みの「会則」「規約」を添付すれば新たに作成の必要はありません。

１　名　称

　この会の名称は、ぽたじぇという。

２　所在地

　この会の所在地は、愛知県豊田市手呂町山ノ田336‐20に置く。

３　会の目的

　この会は、所得に関係なく子どもたちに畑から安心安全な食の提供、食育や多様性を学ぶ場を作り、どんな家庭環境や障がいがあっても支え合う地域づくりを目的とする。

４　活動の分野（※別添「とよた市民活動センター登録にあたって（更新）」から転記）

　この会は、会の目的を達成するため、特定非営利活動促進法の、「保険、医療又は福祉の推進を図る活動」、「子どもの健全生育を図る活動」に該当する活動を行う。

５　実施する事業

　この会は、会の目的を達成するため、次の事業を行う。

　（１）子どもへの食の提供

　（２）食と農、障がい、子どもの相談会・勉強会

　（３）地域で集える居場所づくり

　（４）地域資源を活用した交流会

　（５）農福連携を中心とした障がいについての啓発活動

６　活動エリア（範囲）

　この会の活動範囲は、豊田市とする。

７　会員の種類

　この会の会員の種類は、次の３種類とする。

1. 正会員：この会の目的に賛同して入会した者
2. 一般会員：この会の事業に賛同して入会した者

　（２）賛助会員：この会の事業を賛助するために入会した者

（裏）

８　入会条件

　この会の入会の条件は、特に条件は定めないものとする。

９　会　費

　この会の会費の種類は次のとおりとする。

1. 正会員：年会費1口１２，０００円で１口以上

※ただし、何口でも議決権は1票とする。

1. 一般会員：月会費1口1，０００円で１口以上

　（３）賛助会員：年会費１口３，０００円で１口以上

10　事業年度

　この会の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

11　会の組織（役員等）

　この会に、次の役員を置く。

　（１）会長：1名

　（２）副会長：1名

　（３）会計：１名（他の役員と兼務可）

12　会の運営

　この会の運営は、次のとおりとする。

　（１）定例会は、原則として毎月1回(不定期)開催するものとする。

　（２）通常総会は、毎年1回開催する。

　（３）臨時総会は、次に掲げる場合に開催する。

　①　会長もしくは副会長が必要と認め、招集の要請をしたとき。

　　　　②　正会員の3分の１以上から招集の希望があるとき。

13　その他

　（１）会の運営に必要な事項の変更は総会に出席した正会員の４分の３の賛成をもって決定する。

　（２）役員の任期は原則として１年とするが、再任を防げない。